

平成 23 年度環境技術実証事業
ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）
第 1 回ワーキンググループ会合
議事要旨

1. 日時：平成 23 年 4 月 25 日（月）16：00～18：25
2. 場所：鉄鋼会館 803 号室
3. 議題
 - (1) 開会・議長選出
 - (2) 審議事項
 - i) ワーキンググループの設置
 - ii) 議事録等の確認
 - iii) 個別ロゴマークについて
 - iv) 実証試験要領の見直しについて
 - v) 実証機関の募集・選定について
 - (3) その他（今後のスケジュールなど）
4. 出席検討員：足永検討員、近藤検討員（座長）、西田検討員、水丸検討員、張本検討員
5. 配付資料

- 資料 H23WG1-1 : ワーキンググループ設置要綱（案）
- 資料 H23WG1-2 : ワーキンググループ検討員名簿
- 資料 H23WG1-3-1 : 平成 22 年度第 2 回ワーキンググループ会合議事録（案）【検討員限】
- 資料 H23WG1-3-2 : 平成 22 年度拡大ワーキンググループ会合議事要旨（案）
- 資料 H23WG1-3-3 : 平成 22 年度拡大ワーキンググループ会合議事録（案）【検討員限】
- 資料 H23WG1-4 : 平成 23 年度環境技術実証事業実施要領
- 資料 H23WG1-5-1 : 個別ロゴマークに関する資料
- 資料 H23WG1-5-2 : メール審議におけるご意見【検討員限】
- 資料 H23WG1-6-1 : 平成 23 年度環境技術実証事業ヒートアイランド対策技術分野建築物外皮による空調負荷低減等技術実証試験要領（案）
- 資料 H23WG1-6-2 : 同要領（案）－主な変更点－
- 資料 H23WG1-7-1 : 実証機関選定の考え方について（案）
- 資料 H23WG1-7-2 : 実証機関の募集における申請書類について（案）
- 資料 H23WG1-7-3 : 実証機関見積書
- 資料 H23WG1-8 : 年度スケジュール（案）
- 参考資料 H23WG1-A : 実証項目及び参考項目の一覧
- 参考資料 H23WG1-B : ロゴマークのデザインについて¹
- 参考資料 H23WG1-C : ロゴマークの表示方法等について²

¹平成 22 年度環境技術実証事業検討会資料 資料 4-1

²平成 22 年度環境技術実証事業検討会資料 資料 4-2

6. 議事

会議は公開にて行われた。

(1) 開会・議長選出

事務局より、近藤検討員を議長（座長）に推薦し、承認された。

(2) 審議事項

i) ワーキンググループの設置

事務局より、資料 1-1 及び資料 1-2 に基づき、ワーキンググループ会合（以下、WG）の設置要綱の説明を行い、承認された。

ii) 議事録等の確認

事務局より、昨年度開催された第 2 回 WG 会合および拡大 WG 会合の議事録（案）及び議事要旨の報告を行った。

iii) 個別ロゴマークについて

事務局より、資料 1-5-1、1-5-2 に基づき当分野における個別ロゴマークの案について説明した。また環境省事務局より、参考資料 1-B、1-C に基づき他分野における個別ロゴマークの決定事例について説明がなされた。

【意見等】

- 1) 「実証」が「認証／保証」等と異なることをエンドユーザーが認識しにくい状況であるから、ロゴマークに注意を促す文章を入れるべきであり、それが難しいのであればホームページ（HP）にアクセスすれば間違いを生じない情報が得られるように手配すべき、との意見が出された。
- 2) 性能値の多寡に係わらず実証されている旨の表記を HP 上に記載すべき、との意見が出された。

【結論】

- 1) HP への記載（実証の定義、性能値の表示方法等）については、環境省内で検討いただくこととする。
- 2) ロゴマーク案に係る WG の検討結果は次のとおり。
→No.3 を採択し、認証ではない旨を「本技術及びその性能に関して、保証・認証等を謳うものではない。」とする。その他詳細の調整については、座長、環境省、実証運営機関で調整する。

iv) 実証試験要領の見直しについて

事務局より、資料 1-6-1 及び資料 1-6-2 に基づき実証試験要領の見直しについて説明を行った。また、事務局より WG に下位組織として、数値計算 SWG および保水性建材 SWG を設置したい旨を報告した。

【意見】

- 1) 実証対象技術には、商品化計画の段階の製品も含まれるのか、との質問に対し、商品化計画が立てられているものであれば対象となり得る旨の説明がなされた。

【結論】

- 1) WG に下位組織として、数値計算 SWG および保水性建材 SWG を設置することが承認された。設置に係る諸手続等は、座長・環境省・実証運営機関事務局により調整することとなった。
- 2) 製品化されているものを実証対象技術とすることを原則とするが、商品化計画が立てられているものも実証対象となりうることが確認された。

v) 実証機関の募集・選定について

事務局より、資料 1-7-1 から資料 1-7-3 に基づき実証機関の募集および選定についての説明を行った。

【意見】

- 1) 実証機関の応募資料には、公平性・公正性を確保できる理由ではなく、どのようにして確保するかを記入させた方がよい、との意見が出された。

【結論】

- 1) 意見を受け、事務局が資料を修正することとした。

(3) その他

i) 今後のスケジュール等

事務局より、資料 1-8 に基づき年度スケジュールの説明を行った。

次回 WG では、実証機関の審査を行いたい（書面審議ではなく、会議を踏まえて選定したい）旨を報告し、承認された。

ii) 高反射率塗料に係る規格制定の動きについて

参考資料 1-A をもとに、高反射率塗料の規格制定の動きについて報告した。高反射率塗料の JIS 制定までに発行された ETV マークの取扱いについて、今後審議する必要があるとの意見が出された。

以上

（文責：環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室〔速報のため事後修正の可能性有り〕）